

入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月15日

宮城県知事 村井嘉浩

1 入札に付する工事

- (1) 工事番号 令和8年度県債流特気-001号
工事名 気仙沼漁港-7.5m岸壁整備工事(その5)
- (2) 施工場所 気仙沼漁港 気仙沼市潮見町地先外
- (3) 工期 宮城県議会で議決された日の翌日から令和11年3月23日まで
- (4) 工事概要 施工延長 L=229.0m
基礎捨石工(50~200kg/個) V=1,263m³
鋼矢板工(海上施工) N=823枚
控鋼杭(海上施工) N=50本
控鋼杭(陸上施工) N=30本
被覆石工(200kg/個程度) V=518m³
裏埋土工 V=40,446m³
床掘工 V=11,012m³
仮設工 一式
- (5) 支払条件 前払、中間払及び部分払 有(調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の前払金の割合は、当該工事の請負代金の額の10分の2以内の額)
- (6) 予定価格 1,629,424,000円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (7) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の額(調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の10分の3以上の額)
- (8) 入札方式 条件付一般競争入札
(入札後審査方式一般競争入札(ダイレクト型)(施工体制事前提出方式)・電子入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用)
- (9) 落札方式 総合評価落札方式(標準型(施工計画型))

2 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

次の(1)の条件を満たす者(単体企業)又は(2)及び(3)の条件を満たす特定建設工事共同企業体で、原則として開札日当日において次の条件を満たしていること。

また、この入札に参加する同一の企業は、単体企業、事業協同組合若しくは経常建設工事共同企業体又は特定建設工事共同企業体のいずれかの形態をもって当該入札に同時に参加することはできない。

(1) 単体企業の資格

- ア 宮城県から建設工事執行規則(昭和39年宮城県規則第9号)第4条第1項の規定に基づく令和7・8年度建設工事競争入札参加登録(以下「入札参加登録」という。)を受けている業者であること。
- イ 土木一式工事のS等級であること。
- ウ 宮城県内に本社(本店)又はこの工事の業種に対応する県の登録を受けた営業所を有していること。
- エ 現場施工に着手する日までに、次のいずれにも該当する監理技術者を工事現場に専任で配置できること。
(ア) 土木一式工事に対応する国家資格を有し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者であること。
(イ) 配置技術者は、入札参加受付の手続きを行った日より3か月以上前から、入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。
- オ 別紙入札後審査方式一般競争入札公告共通事項1に示すとおりとする。

(2) 共同企業体の結成方法

- ア 構成員の数は、2者であること。
- イ 構成員の組合せは、(3)の条件を満たす2者の組合せであること。
- ウ 結成は自主結成であること。
- エ 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。
- オ 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

(3) 共同企業体の構成員の資格

- ア 宮城県から建設工事執行規則(昭和39年宮城県規則第9号)第4条第1項の規定に基づく入札参加登録を受けていること。
- イ 本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。
- ウ 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

- エ 別紙入札後審査方式一般競争入札公告共通事項 1 を満たしていること。
- オ 土木一式工事の S 等級であること。
- カ 宮城県内に本社（本店）又はこの工事の業種に対応する県の登録を受けた営業所を有していること。
- キ 現場施工に着手する日までに、次のいずれにも該当する監理技術者を工事現場に専任で配置できること。
 - （ア）土木一式工事に対応する国家資格を有し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者であること。
 - （イ）配置技術者は、入札参加受付の手続きを行った日より 3 か月以上前から、入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。

3 入札保証金

- (1) 別紙入札後審査方式一般競争入札公告共通事項 4（2）に示すとおりとするので、必ず確認すること。
- (2) 入札保証金の納付等に係る書類については、入札公告日の翌日から 5 の入札日程で示す入札書提出期限日の午後 5 時までに、4 の入札担当班で示す入札担当班に持参又は郵送（配達証明付郵便に限る。）により提出すること。
- (3) 保証（保険）期間は、書類の提出日から令和 8 年 10 月 23 日（金）までとする。

4 入札担当班

区分	担当班	電話番号	住所
入札担当班	宮城県出納局契約課 工事契約班	022-211-3336	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
工事担当班	宮城県水産林政部 漁港整備推進室 漁港企画班	022-211-2674	

5 入札日程

手続等	期間・期日	場所・方法
設計図書等の閲覧及び貸出	令和 8 年 6 月 15 日（月）から 令和 8 年 7 月 7 日（火）まで	入札情報サービスシステム
質問の受付	令和 8 年 6 月 15 日（月）から 令和 8 年 6 月 22 日（月）まで	電子入札システムへの入力による。
回答書の閲覧	令和 8 年 6 月 25 日（木）から 令和 8 年 7 月 7 日（火）まで	仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎地下1階 県政情報センター及び電子入札システム
入札参加受付	令和 8 年 6 月 15 日（月）から 令和 8 年 7 月 6 日（月）まで	電子入札システムへの入力による。
入札書提出受付	令和 8 年 7 月 7 日（火）から 令和 8 年 7 月 8 日（水）まで	電子入札システムへの入力による。 （配置技術者届出書、共同企業体協定書（甲）、委任状、工事費内訳書、総合評価技術資料提出証明ファイルを添付）
総合評価技術資料提出受付	令和 8 年 6 月 15 日（月）から 令和 8 年 7 月 8 日（水）まで	総合評価支援システムへの入力による。
開札	令和 8 年 7 月 9 日（木） 午前 9 時 30 分から	仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎 10 階 入札室
入札結果の公表	落札決定した日の翌日	仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎地下1階 県政情報センター及び入札情報サービスシステム
（注 1） 上記の期間は、宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第 10 号）に規定する県の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（県政情報センター又は県政情報コーナーで行う手続等にあつては、正午から午後 1 時までを除く。）とする。 （注 2） 設計図書等とは、当該工事に係る仕様書、図面及び契約条項をいう。		

6 入札参加申請

電子入札システムにより事前に入札参加申請を行うものとする。なお、共同企業体として入札参加申請を行う場合は、当該共同企業体の代表者が取得した単体企業の IC カードを使用し、電子入札システムにより利用者登録の上、入札参加申請を行うものとする。

7 共同企業体協定書及び委任状の提出

- (1) 入札書の提出に際し、本入札に参加するため結成した共同企業体の協定書の写し及び委任状の写しを電子入札システムにより入札書提出時に電子ファイルとして添付して提出すること。
- (2) 共同企業体協定書及び委任状については、この入札公告が掲載された入札情報サービスシステムのこの工事の

欄に添付されている様式をダウンロードし、必要事項を記載すること。

(3) 委任状の原本については、落札決定後、別途指定する日までに提出すること。

8 配置技術者届出書の提出及び取扱い

(1) 入札書の提出に際し、当該工事を請け負う場合において現場に配置する技術者に係る配置技術者届出書（建設工事執行規則取扱要綱様式第7号）を電子入札システムにより入札書提出時に電子ファイルとして添付して提出すること。

なお、特定建設工事共同企業体で入札参加する場合においては、全ての構成員についての配置技術者届出書を提出すること。

(2) 総合評価落札方式の場合、入札時に提出した配置技術者の変更は原則として認めない。（追加専任も含む。）
また、特定建設工事共同企業体の場合であっても、代表構成員又は構成員の別に関わらず、同じ取扱いとする。

9 工事費内訳書の提出

(1) 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書については、この入札公告が掲載された入札情報サービスシステムのこの工事の欄に添付されている工事費内訳書様式をダウンロードし、工事費内訳書記入要領に基づいてファイルに必要事項を入力し、電子入札システムにより入札書提出時に電子ファイルとして添付して提出すること。

(3) 提出される電子ファイルのデータは宮城県のデータベースに登録され、標準積算基準に対する宮城県の地域特性等を把握するために、統計処理する場合がある。

10 資格審査時の提出書類

入札執行者から開札後に入札参加資格確認書類の提出を求められた場合は、次の書類を電子入札システムにより電子ファイルとして添付して提出すること。

(1) 配置技術者の資格及び雇用関係を確認できる書類

なお、特定建設工事共同企業体で入札参加する場合においては、全構成員分を提出すること。

(2) その他入札執行者が入札参加資格確認のため必要と認めた書類

11 総合評価項目及び落札者決定基準

総合評価落札方式における評価項目及び評価基準並びに落札者決定基準は宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引き3-1に示すとおりとする。

また、総合評価に係る「地域性」の評価対象土木事務所は下記のとおりとする。

気仙沼土木事務所

12 総合評価に必要な提出書類

(1) 総合評価落札方式における価格以外の評価に必要な書類（以下「総合評価技術資料」という。）の提出を求める。

(2) 総合評価技術資料については、総合評価支援システムにより、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きに基づいて必要事項を入力し、総合評価支援システムにより提出すること。

また、上記提出後、総合評価支援システムにより出力される総合評価技術資料提出証明ファイルを電子入札システムにより入札書提出時に電子ファイルとして添付して提出すること。

(3) 落札候補者が決定した段階で、落札候補者から総合評価技術資料に記載した内容についての確認資料の提出を求める。

(4) 総合評価技術資料は、入札参加の審査・評価以外に使用しない（当該総合評価技術資料を提出した入札者の承認を得た場合を除く。）。

(5) 総合評価技術資料は返却しない。

(6) 総合評価技術資料は公表しない（落札者が提出した企業の社会的責任等（CSR）の実績説明書及び情報公開条例に基づく、行政文書開示請求による開示を除く。）。

(7) 総合評価技術資料は、差し替え、再提出を認めない。

(8) 総合評価技術資料の提出がないもの及び同資料に記載がないもの入札は無効とする。

(9) 総合評価技術資料の記載内容が不明若しくは確認の必要があると認められる場合には、配置予定の技術者に対してヒヤリングを実施することがある。

(10) 提出を求める総合評価技術資料の作成に係る費用は、入札者の負担とする。

(11) 宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きは入札情報サービスシステムで閲覧できる。

13 落札者の決定方法

(1) 入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをしたもののうち、総合評価点の最も高いものを落札候補者とする。

(2) 総合評価点の最も高いものが2人以上あるときは、入札価格が低いものを落札候補者とし、入札価格が同じ場合はくじ引きにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者が提出した総合評価技術資料の確認審査において無効と判断した場合は、落札者とならない。

(4) 調査基準価格を下回る入札価格又は建設業法違反容疑等について県の調査中である落札候補者については、履

- 行能力確認調査を行い不適格と判断した場合は、落札者としな
(5) 総合評価結果は、入札結果等の公表要領に基づき公表する。

1 4 評価内容の履行の確保

- (1) 総合評価技術資料で提出された内容は、その履行が確保できなかった場合、県工事成績調書作成要領（平成15年7月14日施行）に基づき、工事成績評定において減点する場合もある。
- (2) 総合評価技術資料の施工計画等によることが困難で工事費用が増加する場合にあっては、自然災害等の不可抗力による場合を除き設計変更等を行わない。

1 5 その他

- (1) 別紙入札後審査方式一般競争入札公告共通事項に示すとおりとする。
- (2) 入札公告の開始日から質問書に対する回答閲覧開始日までの期間内に、設計図書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札参加者は入札情報サービス及び閲覧図書等で設計図書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認のうえ、入札書を提出しなければならない。
- (3) 配置技術者届出書（建設工事執行規則取扱要綱様式第7号）様式等については、宮城県出納局契約課のホームページ及び入札情報サービスシステムからダウンロードできる。
- (4) 宮城県出納局契約課ホームページ（アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>）
- (5) 入札情報サービスシステム・電子入札システム・総合評価支援システム
（アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/system.html>）
- (6) この契約は、電子契約を選択することができるものとする。
- (7) 本工事は、週休2日工事（現場閉所型）の対象である。
- (8) 本工事は、女性活躍推進モデル工事の対象である。
- (9) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年宮城県条例第18号）第2条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。